

令和6年第1回県議会定例会

条例案等の概要

	ページ
I 主な条例案等	1
II その他の提出予定議案	5

《条例案等の内訳》

区 分	令和6年度関係	令和5年度関係	計
条例の制定	—	2件	2件
条例の改正	12件	13件	25件
工事請負契約の締結	—	4件	4件
特定事業契約の変更	—	2件	2件
不動産の処分	—	1件	1件
市町負担金	1件	2件	3件
その他	4件	2件	6件
計	17件	26件	43件
(参考) 予算関係	当初予算 22件	2月補正 15件	37件
合計	39件	41件	80件

I 主な条例案等

<令和6年度関係>

【条例の改正】

○ 職員定数の改正を行うもの3議案（資料1参照）

デジタル行政の推進、児童相談所の体制強化、県立学校及び市町村立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増減、警察職員の増員等に伴い、職員定数を変更するため、所要の改正を行う。

① 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例

② 市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

③ 神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

【その他】

○ かながわランドデザイン基本構想の変更について（資料2参照）

「かながわランドデザイン基本構想」を「新かながわランドデザイン基本構想」に変更するため、神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例第3条第1項の規定により提案する。

[政策局政策部総合政策課長 電話 045-210-3050]

<令和5年度関係>

【条例の改正】

○ 神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例（資料3参照）

水需要の減少を背景に水道料金収入が減少する中、将来にわたる持続可能な水道事業を実現するため、料金体系や料金水準等について、所要の改正を行う。

[企業局水道部経営課長 電話 045-210-7210]

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例案等の概要

1 目的

デジタル行政の推進、児童相談所の体制強化、県立学校及び市町村立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増減、警察職員の増員等に伴い、「神奈川県職員定数条例」、「市町村立学校職員定数条例」及び「神奈川県地方警察職員定数条例」に規定する職員定数を変更するため、所要の改正を行う。

2 内容

条例名	区 分	改 正 (令和6年度) A	現 行 (令和5年度) B	差引増減 A-B	
神奈川県 職員定数 条 例	知 事	7,796 人	7,683 人	113 人	
	公 営 企 業 管 理 者	1,003	1,001	2	
	議 会	76	76	0	
	選 挙 管 理 委 員 会	5	5	0	
	監 査 委 員 会	41	41	0	
	人 事 委 員 会	35	33	2	
	教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）		802	776	26
	教育委員会の所管に 属する学校	校長及び教員	11,991	11,929	62
		その他の職員	1,060	1,065	△5
	小 計		13,051	12,994	57
	労 働 委 員 会		21	21	0
	神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会		3	3	0
合 計		22,833	22,633	200	
市町村立 学校職員 定数条例	小 学 校	9,678	9,644	34	
	中 学 校	5,562	5,540	22	
	特 別 支 援 学 校	189	187	2	
	高等学校（定時制の課程を置くもの）	19	19	0	
	合 計		15,448	15,390	58
神奈川県 地方警察 職員定数 条 例	警 察 官	警 視	393	393	0
		警 部	926	926	0
		警 部 補 及 び 巡 査 部 長	9,466	9,438	28
		巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	4,959	4,946	13
	小 計		15,744	15,703	41 ※
	警 察 官 以 外 の 職 員		1,725	1,710	15
合 計		17,469	17,413	56	
総 計		55,750	55,436	314	

※ 定年引上げに伴う新規採用数の確保を図るため、一年に限り増員を行うもの。

3 施行期日

令和6年4月1日

問合せ先
総務局組織人材部人事課長 竜江 電話 045-210-2150

かながわグランドデザイン基本構想の変更

1 変更の理由

「かながわグランドデザイン基本構想」は策定から10年以上が経過し、超高齢社会や本格的な人口減少社会など予測していた社会が現実のものとして到来するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化など、予測し得なかった事態にも直面し、本県をとりまく社会環境は大きく変化している。

こうした社会環境の変化などを踏まえ、これまでの「かながわグランドデザイン基本構想」を「新かながわグランドデザイン基本構想」に変更する。

2 「新かながわグランドデザイン基本構想」の概要

(1) 基本目標

ア 目標年次

2040（令和22）年

イ 基本理念

「いのち輝くマグネット神奈川」を実現する

ウ 神奈川の将来像

- ・ 誰もが安心してくらせる やさしい神奈川
- ・ 誰もが自らの力を発揮して活躍できる神奈川
- ・ 変化に対応し 持続的に発展する神奈川

(2) 政策の基本方向

ア 2040年に向けた政策の基本方向

- ・ 将来に希望の持てる社会をつくります
- ・ 国内外から選ばれ 持続的に発展する都市をつくります
- ・ 地球規模の課題に対して役割を果たします
- ・ 誰もが自分らしく生きられる社会をつくります
- ・ 安全・安心で持続可能な社会をつくります
- ・ 多様な担い手との協働・連携を強化します
- ・ 市町村との協調・連携のもと 広域自治体の責任と役割を果たします

イ 政策分野別の基本方向

2040年に向けた政策の基本方向を踏まえ、「子ども・若者・教育」、「健康・福祉」、「産業・労働」、「環境・エネルギー」、「共生・県民生活」、「危機管理・くらしの安心」及び「県土・まちづくり」の7つの政策分野ごとに県が取り組む政策の基本方向を示した。

ウ 地域づくりの基本方向

「川崎・横浜地域圏」、「三浦半島地域圏」、「県央地域圏」、「湘南地域圏」及び「県西地域圏」の5つの地域政策圏を設定し、それぞれの地域政策圏のめざすべき方向性と政策展開の方向を示した。

問合せ先

政策局政策部総合政策課長 馬淵 電話 045-210-3050

神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

水需要の減少を背景に水道料金収入が減少する中、将来にわたる持続可能な水道の実現に向けて、大規模地震に備えた戦略的な水道施設整備等を着実に進めるため、料金体系や料金水準等について、所要の改正を行う。

2 内容

(1) 水道料金体系

- ア 用途別料金体系から口径別料金体系への見直し
- イ 口径別に基本水量及び基本料金を設定
- ウ 家事用、業務用及び一時用の従量料金を統合

(2) 水道料金水準

- ア 平均改定率22%の改定
- イ 激変緩和措置として、令和6年10月に16%※、令和7年10月に19%※、令和8年10月に22%※の段階的な改定を実施（※ 現行料金との比較による割合）

【新料金表 ※料金改定率22%】

(税抜き・1か月当たり)

口径 (mm)	基本 料金 (円)	従量料金(1㎡につき)									
		0-8	9-15	16-20	21-30	31-50	51-100	101-300	301-1,000	1,001-	
13-25	890	基本 水量 4㎡	20円	153円	164円	220円	285円	310円	338円	366円	463円
30	1,300	基本水量10㎡									
40	6,000	基本水量30㎡									
50	11,500	基本水量50㎡									
75	27,010	基本水量100㎡									
100	45,030	基本水量150㎡									
150	119,100	基本水量350㎡									
200	195,460	基本水量500㎡									
250	315,640	基本水量800㎡									
300	489,000	基本水量1,200㎡									
※老人ホーム等の家事用使用者の場合、1,000㎡を超える分の従量料金は366円とする。											
公衆 浴場	890	基本 水量 4㎡	20円	57円							

【(参考) 旧料金表】

(税抜き・1か月当たり)

用途 区分	基本料金 (円)	従量料金(1㎡につき)								
		9-15	16-20	21-30	31-50	51-100	101-300	301-1,000	1,001-10,000	10,001-
家事用	8㎡	128円	135円	172円	237円	294円				
業務用	710	201円			221円	280円	337円	394円	436円	
浴場用		57円								
一時用	1,249	589円								

3 施行期日

令和6年10月1日

問合せ先

企業局水道部経営課長 井上 電話 045-210-7210

II その他の提出予定議案

<令和6年度関係>

【条例の改正】

○ 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法の一部改正によって新たに稼働する附票連携システムを活用するため、都道府県知事保存本人確認情報の知事の利用に係る事務の規定等に都道府県知事保存附票本人確認情報の利用等に関する事項を追加するなど、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

○ 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県立総合療育相談センターの入院診療のための病床廃止に伴い、医師等の特定の宿日直勤務に係る宿日直手当を廃止するため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]

○ 企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例

県の企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」の拡充・延長に伴い、同施策の一環として実施している不動産取得税の税率の軽減措置について、所要の改正を行う。

[総務局財政部税制企画課長 電話 045-210-2300]

○ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関係4議案

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い、新たな考え方の下、困難な問題を抱える女性への支援を実施していくことを明らかにするため、施設名称等を変更するなど、所要の改正を行う。

① 神奈川県立女性相談所条例の一部を改正する条例

② 神奈川県女性保護施設さつき寮条例の一部を改正する条例

③ 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

④ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

※ ④については、併せて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、里親支援センターの設備の基準等が新設されたため、所要の改正を行う。

①～③ [福祉子どもみらい局共生推進本部室人権男女共同参画担当課長

電話 045-210-3630]

④ [福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課長 電話 045-210-4650]

○ 国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

国民健康保険法の一部改正等に伴い、保険料水準の統一に向けた取組を進めるにあたり、県が市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の額の算定に使用する医療費指数反映係数を引き下げるため、所要の改正を行う。

[健康医療局保健医療部医療保険課長 電話 045-210-4880]

○ 神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴い、麻薬及び向精神薬取締法において規定される「麻薬」に「大麻」が含まれることになることから、「薬物」の定義規定から「大麻」を削除するなど、所要の改正を行う。

[健康医療局生活衛生部薬務課長 電話 045-210-4960]

【市町負担金】

○ 建設事業等に対する市町負担金

県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部負担を市町に求める。

[環境農政局農水産部農地課長 電話 045-210-4460]

[環境農政局農水産部水産振興担当課長 電話 045-210-4532]

[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

【その他】

○ 神奈川県環境基本計画の変更について

神奈川県環境基本計画を変更するため、神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例第3条第1項の規定により提案する。

[環境農政局環境部環境課長 電話 045-210-4120]

○ 包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約（地方自治法の規定に基づき、外部の専門家から監査を受けるための契約）を締結する。

[総務局総務室室長代理 電話 045-210-2123]

○ 県道路線の認定及び廃止について

幹線道路網の整備を進めるため、平塚市明石町から伊勢原市下落合までの区間及び藤沢市湘南台から平塚市大神を經由して伊勢原市までの区間を道路法第7条の規定により県道路線に認定するとともに、これにより重複する県道路線を同法第10条の規定により廃止する。

[県土整備局道路部道路管理課長 電話 045-210-6350]

<令和5年度関係>

【条例の制定】

○ 神奈川県まち・ひと・しごと創生基金条例

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する法人からの寄附金を積み立てるため、基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する。

[政策局自治振興部地域政策課長 電話 045-210-3250]

○ 神奈川県公立学校情報機器整備基金条例

G I G Aスクール構想の推進に向け、市町村立小・中・特別支援学校等における情報機器の整備に必要な資金を積み立てるため、基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する。

[教育局支援部子ども教育支援課長 電話 045-210-8212]

【条例の改正】

○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる指定N P O法人の控除対象期間を更新するなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部N P O協働推進課長 電話 045-210-3700]

○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い手数料の額の改定等を行うもの(3議案)

事務内容の変化や物件費の増加等による地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の額を改定するなど、所要の改正を行う。

- ① 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例(※)
- ② 神奈川県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例
- ③ 神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

※ ①については、併せて、文化スポーツ観光局の設置に伴う規定の整備や大麻取締法の一部改正に伴い手数料の名称を変更するなど、所要の改正を行う。

① [総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

② [くらし安全防災局防災部消防保安課長 電話 045-210-3422]

③ [くらし安全防災局防災部工業保安担当課長 電話 045-210-3470]

○ 神奈川県立武道館条例の一部を改正する条例について

武道館における施設の維持管理費の増加等に伴い、施設利用料金の上限額の引上げを行うなど、所要の改正を行う。

[スポーツ局スポーツ課長 電話 045-285-0791]

○ 神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例

漁港漁場整備法の一部改正により漁港施設等活用事業制度が創設され、活用推進計画が策定された漁港において、同事業を実施し、漁港区域内の水域又は公共空地の占有を行う事業者から、占用料等の徴収が可能となったこと等に伴い、所要の改正を行う。

[環境農政局農水産部水産振興担当課長 電話 045-210-4532]

○ 神奈川県安心こども基金条例の一部を改正する条例

国の交付金を受けて設置した神奈川県安心こども基金について、事業の実施期限が延長されたことに伴い、条例の期限を延長するため、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課長 電話 045-210-4660]

○ 介護保険法施行条例の一部を改正する等の条例

健康保険法等の一部を改正する法律の経過措置期間の終了により指定介護療養型医療施設が廃止されることに伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止するとともに、関係手数料を削除するため、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長 電話 045-210-4801]

○ 神奈川県立総合療育相談センター条例の一部を改正する条例

神奈川県立総合療育相談センターの入院診療のための病床廃止に伴い、診療等の使用料及び手数料の徴収に係る規定から入院診療に関する事項を削除するため、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課長 電話 045-210-4700]

○ 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例

ふぐの有毒部位の確実な除去等ができる者の認定制度が全国で平準化され、国内に流通する処理済みのふぐの安全性が確保されること等を踏まえ、ふぐ加工製品の取扱い等に係る届出制度の廃止を行うほか、ふぐ包丁師試験手数料を改定するなど、所要の改正を行う。

[健康医療局生活衛生部生活衛生課長 電話 045-210-4930]

○ 神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準法等の一部改正により既存不適格建築物の大規模の修繕等における接道規制及び道路内建築制限に関する緩和が行われることに伴い、当該緩和に係る認定申請手数料を新設するなど、所要の改正を行う。

[県土整備局建築住宅部建築指導課長 電話 045-210-6240]

○ 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県建築基準条例の一部改正等に伴い、新設する手数料を収入証紙により徴収するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

【工事請負契約の締結】

	名 称	工事の場所	請負契約者	請負契約金額
①	県営横内団地公営住宅新築工事(1期-建築-第1工区)請負契約	平塚市横内3931外	小雀・明誠特定建設工事共同企業体	11億2,985万1,800円
②	県営横内団地公営住宅新築工事(1期-建築-第2工区)請負契約	平塚市横内3931外	渡辺組・見上工業特定建設工事共同企業体	11億6,334万3,060円
③	県営横内団地公営住宅新築工事(1期-建築-第3工区)請負契約	平塚市横内3931外	亀井工業・大勝建設特定建設工事共同企業体	8億9,947万6,600円
④	県営横内団地公営住宅新築工事(1期-建築-第4工区)請負契約	平塚市横内3931外	中鉢・レーベンホームビルド特定建設工事共同企業体	7億4,334万2,600円

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

【特定事業契約の変更について】

契約に基づく物価変動による改定に伴い、特定事業契約（PFI）を変更する。

名 称	契約者	契約金額		変更理由
		変更後	変更前	
① 体育センター等 特定事業契約	神奈川スポーツコ ミュニケーション ズ株式会社	221億2,496万1,054円	222億8,793万9,056円	契約に基づ く物価変動 による改定
② 自動車運転免許 試験場整備等事 業特定事業契約	神奈川DLCパー トナース株式会社	196億5,248万3,318円	197億6,630万6,643円	契約に基づ く物価変動 による改定

① [スポーツ局スポーツ課長 電話 045-285-0791]

② [警察本部交通部運転免許課課長代理 電話 045-365-3111]

【不動産の処分】

○ 不動産の処分について（元相模原総合高等学校）

土地 相模原市緑区大島字上台1121番44ほか19筆 地積45,736.77㎡

売却予定金額 6億4,846万7,922円

売却の相手方 相模原市

[総務局財産経営部財産経営課長 電話 045-210-2501]

【市町負担金】

○ 建設事業等に対する市町負担金

県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部負担を市町に求める。

[環境農政局農水産部農地課長 電話 045-210-4460]

[環境農政局農水産部水産振興担当課長 電話 045-210-4532]

[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

【その他】

○ 債権の放棄について

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の返還請求に係る債権等の2債権を放棄する。

①新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の返還請求に係る債権（1債権 382,304円）

②中小企業高度化資金貸付金（1債権 21,038,036円）

① [産業労働局中小企業部事業者支援担当課長 電話 045-285-0648]

② [産業労働局中小企業部金融課長 電話 045-210-5670]

○ 訴訟の提起について

県営住宅の不適正居住者に対する建物明渡等請求訴訟

県営住宅の不適正居住者に対し、建物の明渡し及び損害金支払請求の訴訟を提起する。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]